

## 「第2次富士見市美化推進計画(案)」に対する意見募集の結果について

平成27年4月21日

富士見市環境課

富士見市は「第2次富士見市美化推進計画(案)」に対する意見募集を、平成27年2月24日から平成27年3月23日まで行ないました。その結果、32件のご意見をいただきました。お寄せいただきましたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

なお、重複している意見につきましては、考え方をまとめさせていただきました。

### パブリックコメント実施方法

募集期間 平成27年2月24日～平成27年3月23日  
告知方法 広報ふじみ、市役所ホームページ、市内公共施設  
意見提出方法 持参、郵送、ファックス、電子メール

### 意見

No.	意見概要	対応方針	市の考え方
1.	<p>富士見市は駅まわりを中心にとてもきれいに整備されてきていると感じているのですが、路上で歩きたばこや、道端でプカプカとたばこを吸ってそのままポイ捨てをしている姿をたまに見かけます。</p> <p>せっかくキレイな街に箱が整備されてきても、使う人たちがきれいにしなければ同じことだと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>引き続き計画を推進していく中で、路上喫煙対策やたばこの吸い殻の投げ捨て対策に関する施策を継続し、さらなる啓発活動の充実を図ります。</p>
2.	<p>次のことを入れて欲しい</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生垣等の木の枝及び倒れた草花を、道路上にはみ出させない。</li> <li>2. のぼり旗及びキャスターつきの看板等を道路上にはみ出させない。</li> </ol> <p>理由としては、条例及び計画上で「きれいで安全なまちづくりを目的とする」とあるが、安全のほうからの推進事項(施策)がほとんど取り上げられていないようです。安全は、事故等の予防対策によって得られるものであると考えます。</p> <p>その他 「美化推進計画」は、「環境美化推進計画」のほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>「美化推進計画」は、空き缶等の投げ捨て及び犬のふんの放置防止並びに路上喫煙を防止するための施策に関する事項を定めることにより、きれいで安全なまちづくりを進めることを目的としています。</p> <p>ご指摘いただいた件につきましては、道路管理部署等と連携して取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>また、「富士見市をきれいにする条例」では、環境美化を推進するため必要な事項について「美化推進計画」を定めるものとしています。引き続き本計画のもと、環境美化を推進して参りたいと考えております。</p>

3.	<p>条例の第14条に関して、「環境美化の推進に関して必要な事項」に障がい者の就労機会の提供を連動させ、清掃作業において軽度な障がい者が就労し収入を得られる仕組みを作っては如何でしょうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>「美化推進計画」は「富士見市をきれいにする条例」の理念を実現するため、市民等・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を推進するために策定されたものです。</p> <p>障がい者の就労支援に関する施策は、富士見市障がい者支援計画のもとで推進されています。</p>
4.	<p>市内3駅東西口の路上喫煙禁止区域内において喫煙所の設置をお願いいたします。(同様の意見を25件承りました。)</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>環境美化や安全面の観点から検討した結果、路上喫煙禁止区域内に公的な喫煙所の設置は適当ではないと考えております。</p> <p>引き続き、路上喫煙対策に関する施策を継続し、さらなる啓発活動の充実を図ります。</p>
5.	<p>駅構内に喫煙所を設置してほしいです。(同様の意見を3件承りました。)</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>駅構内における喫煙所の設置につきましては、鉄道会社の方針によります。</p>
6.	<p>みずほ台駅西口周辺の路上喫煙禁止区域に西みずほ台一丁目南町会全域を含むよう拡大されたい。</p>	<p>貴重なご意見として承り、計画推進の中で研究して参ります。</p>	<p>新たな美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域の指定については、地域との協働により研究して参ります。</p>